

審 査 基 準

平成19年 8 月 8 日作成

法 令 名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根 拠 条 項：第22条
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第22条（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：茨城県警察本部生活安全部生活環境課
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活環境課
備 考：